

10月1日から国民健康保険証が更新されます

現在使用している国民健康保険(国保)の被保険者証(保険証)は、9月30日で有効期限が切れます。10月1日からは新しい保険証をお使いください。

《保険証を郵送》

新しい保険証は、9月下旬に、世帯の加入者全員分をまとめて世帯主宛てに郵送します。今までの保険証は、10月1日以降、ご自身で破棄してください。



《記載内容のご確認》

保険証が届きましたら、氏名、生年月日、住所などの記載内容に間違いがないか、一枚ごとに確認してください。記載内容に相違や不明な点などがある場合は、国保係へお問い合わせください。

《保険証の有効期限》

新しい保険証の有効期限は、平成27年9月30日です。ただし、次のいずれかに該当する人は有効期限が異なりますのでご注意ください。

平成27年9月30日までに75歳になる人

- ・有効期限は誕生日の前日です。
- 75歳の誕生日からは、後期高齢者医療制度の保険証をお使いください。(後期高齢者医療広域連合が発行し、誕生日の前日までに郵送されます。手続きは不要です。)

平成27年9月30日までに65歳になる退職者医療制度の該当者(該当年齢は64歳まで)

- ・有効期限は誕生月の月末です(誕生日が1日の人は、誕生月の前月の月末)。
- 有効期限が切れる前に一般資格の保険証をお送りします。手続き不要です。

《希望者には「簡易書類」で郵送》

希望される方は、9月16日(火)までに電話等で国保係へ申し込んでください。

問い合わせ先 健康課 国保係 (内線321・322)

富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合
からのお知らせ

火災予防条例が改正されました 露店を開設する方は要チェック!!

祭礼・縁日・花火大会・展示会、その他多数の者が集まるイベントなどの催しにおいて、対象の火気器具等(液体・気体・固体燃料及び電気等を使用する器具)を使用する露店を開設する場合は…

- ・消火器を設置すること
- ・事前に最寄りの消防署へ届出(届出用紙は富岡甘楽広域消防本部ホームページを参照してください。)が必要になりました。

お祭りや縁日、花火大会などの催しが事故なく安全に開催できますようご協力をお願いします。不明な点については、最寄りの消防署にお問合せください。

問合せ先 下仁田消防署 ☎82-2229

火気器具とは…
ガスグリル、コンロ、フライヤー、電熱器、石油ストーブ、電気ストーブ、発電機など

「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時特例給付金」の申請はお済みですか

現在、「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時特例給付金」の申請受付を行っております。
対象と思われる方へは、事前に申請書を郵送いたしましたので、提出書類をご用意の上、申請してください。
ただし、申請後に支給要件に該当しないことが確認された方へは、給付金は支給されませんのでご了承ください。

●受付窓口 下仁田町役場 103会議室(町民ホールの奥)

●申請期限 平成26年11月4日(火)まで

●提出書類 ①申請書

②本人確認書類(運転免許証、健康保険証等の写し)

③口座確認ができる書類(通帳、キャッシュカードの写し)

※臨時福祉給付金の申請をされる方で、基礎年金等を受給されている方は、「年金額改定通知書」もご持参ください。

※子育て世帯臨時特例給付金の申請者が、児童手当の受取口座を指定される場合は、②・③の書類は不要です。

※振り込み詐欺などには、引き続き十分ご注意ください。

【町・県民税の申告がお済みでない方へ】

町・県民税の申告がお済みでない方は、給付金が正しく支給できない場合がありますので、下仁田町役場 総務課 税務係で申告手続きを行ってください。

問合せ先 健康課福祉係 ☎64-8803(直通)

平成26年度母子事業「Enjoy子育て教室」のご案内

9月 昔の遊びで一緒にあそぼう♪(シニア教室との共同開催)

遊びの先生は身近なお年寄り!昔の遊びを通して心と体を作ります!

講師 健康運動指導士 渋川貴子先生

対象 乳幼児とその両親

開催日 9月16日(火)

時間 受付10:00～、教室10:30～12:00

会場 旧小坂小学校 1階

持ち物 運動できる服装、汗拭き用タオル、

参加費 無料

申込み・お問合せ先 健康課 保健係(保健センター)☎82-5490



9月の「保育園子育て応援(保育園体験)」活動計画



「保育園子育て応援(保育園体験)」は、在宅の3歳までの乳幼児と保護者及び妊婦さんが参加できます。
参加ご希望の方は、希望される保育園へお問い合わせください。

保育園	馬山保育園	青倉保育園	
会場	保育園ホール	保育園内	
実施日	9/18(木)	9/16(火)	
時間	10:00～11:00	10:00～11:30	
対象児	妊婦さんと3才児まで	妊婦さん～3才	
内容	リトミック	赤ちゃんマッサージ	※保育園の見学や子育て相談はいつでも実施しています。 ご希望の方は保育園へお問い合わせください。
	乳幼児の育て方及び在園児との交流	親子ふれあい遊び・保育園児とあそぼう～!	
準備するもの	運動の出来る服装でお出かけください。	赤ちゃんマッサージはバスタオルを1枚をご用意下さい。 動きやすい服装でご参加下さい。	
講師	リトミック講師 田中文華、蟻坂弘江 担当保育士 寒河江恵子	参加ご希望の方は事前にご連絡ください。	■問い合わせ先 馬山保育園 82-2323 青倉保育園 82-2549 下仁田町役場 健康課福祉係 64-8803(直通)

後納制度(国民年金保険料の納期限の延長)をご利用ください。

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年間の間に国民年金保険料を納めていただくことで満額の老齢基礎年金を受給することができます。

しかしながら、保険料を納められなかった期間がある場合や資格取得などの届出忘れにより、国民年金の資格期間が少ない場合には、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうこと(保険料納付や免除等の合計が合計25年(300月)未満の場合)があります。

このような事態を避けるために、法律が改正され、平成24年10月1日から、国民年金保険料を納めることができる期間が過去2年から10年に延長となる後納制度が始まりました。^(注)

ただし、既に老齢基礎年金の受給権をお持ちの方は、納めることができませんので、ご注意願います。

なお、後納保険料を納付するためには事前にお申し込みいただき審査をさせていただくこととなります。(審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。)

詳しくは下記「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

(注)後納保険料を納付できる期間は、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間です。

高崎年金事務所国民年金課

027-322-7731

国民年金保険専用ダイヤル

0570-011-050

年金

****届出を忘れずに****



国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入する公的年金制度です。

加入者(被保険者)は、就職したときや退職したときをはじめ、次のような機会ごとに届け出が必要になります。

第1号被保険者(自営業者や学生などが、

■就職して厚生年金や共済年金に加入したとき

↓勤務する事業所が年金事務所へ届け出をします。

■結婚、配偶者の就職等で、第2号被保険者である配偶者の扶養となったとき

↓配偶者が勤務する事業所が年金事務所へ届け出をします。

第2号被保険者(会社員や公務員などが、

▼退職したとき

↓市役所・町村役場へ届け出をします。

▼退職し、第2号被保険者である配偶者の扶養となったとき

↓配偶者が勤務する事業所が年金事務所へ届け出をします。

第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)が、

◆就職して厚生年金や共済組合に加入したとき

↓勤務する事業所が年金事務所へ届け出をします。

◆離婚、配偶者の退職等で、第2号被保険者である配偶者の扶養でなくなつたとき

↓市役所・町村役場へ届け出をします。

必要な届け出を忘れてそのままにしておくと、将来年金が受けられなくなつたり減額されたりする場合があります。ご注意ください。

くわしくは年金事務所にお問い合わせください。

高崎年金事務所 国民年金課 027-322-7731

<「保険金が使える」という住宅修理サービスのトラブル>

Q.訪問してきた業者に雨どいが壊れていることを指摘され、「火災保険の保険金で屋根の修理ができる」と勧められた。「保険金を使えば自己負担は一切かからない」という説明だった。屋根を点検され、50万円の見積書を渡された。また、保険会社に保険金を請求して下りた金額で工事をするという契約をした。保険金を請求したら、8万円ほど下りることになったが、50万円の見積もりを出しておきながら8万円で工事ができるのはおかしいと思う。解約したい。

A.突然、業者から「保険金で自己負担なしに修理ができる」と勧誘され、十分な説明がないまま契約や着工をせかされた、工事内容が曖昧なまま修理代金の前払いを求められた、高額な違約金を請求されたなどのトラブルが増えています。訪問販売や電話勧誘販売で住宅修理サービス等を契約した場合、8日間はクーリング・オフできます。また、法定の書面が渡されていない場合には、8日間を過ぎてもクーリング・オフできる場合があります。更に、販売方法に問題がある場合も解約交渉をすることができます。少しでも不安や疑問を感じたら、消費生活センターに相談してください。

センターからのアドバイス

保険金を使うかどうかにかかわらず、住宅修理をする場合は、複数の業者から見積もりをとって、工事内容や契約内容を慎重に検討してください。
保険会社に火災保険などの保険金の請求をする際は、必ず自分で事実に基づいて請求しましょう。わからない場合は保険会社や保険代理店に相談してください。

問い合わせ 消費生活センター(あい愛プラザ2階) ☎63-6066

警察の「相談専用電話」について

警察では、警察相談電話を設け、24時間体制で相談を受け付けています。
相談電話は秘密を守ります。ひとりで悩まずご相談ください。

相談専用電話番号

ツーホー ハレバレ

安全・安心に関する相談電話番号は、**027-224-8080**

または短縮ダイヤル「#9110」(シャープ・キュー・イチ・イチ・マル)

いずれも警察本部の警察安全相談室につながります。

女性相談者専用電話をご存知ですか?

女性相談者が安心して相談できるよう女性相談者専用の相談電話を運用しています。

女性相談者専用電話番号は、**027-224-4356**

原則女性警察官が24時間対応します。男性には話しにくい相談でも、安心してお話しください。

※緊急の事件・事故などは「110番」通報してください。

完全・安心に関する相談は、相談専用電話のほか、富岡警察署でも随時受け付けています。

問合せ先 富岡警察署警務課 ☎62-0110(内線211)